

平成27年度 看護教員養成支援事業(通信制教育)

実施団体公募要領

平成27年2月

厚生労働省

# 平成27年度 看護教員養成支援事業(通信制教育)実施団体公募要領

## 1 総則

保健師助産師看護師法に規定する看護師等養成所においては、一定の要件を満たした者（専任教員養成講習会の受講者）が専任看護教員として配置され、看護学生に対しての教育（看護基礎教育）が行われています。

厚生労働省では、看護基礎教育の充実への取組として、専任教員養成講習会の受講促進策が必要と指摘されていることから、都道府県が専任教員養成講習会及び実習指導者講習会の課程の一部について通信制で実施するにあたり、当該事業を実施する団体（実施団体）を選定するために、以下の要領で実施団体の公募を行います。

なお、この公募は事業実施期間を十分確保するため、平成27年度予算案に基づき、予算成立前に公募を行っています。採択・執行に当たっては、国会での平成27年度予算成立が前提となりますので、今後、事業内容や実施時期等に変更があり得ることをご承知おき下さい。

## 2 事業の目的

eラーニングを運用することにより、専任教員となるための要件を満たしていない未受講教員の解消を図るとともに、専任教員養成講習会及び実習指導者講習会の質の確保を目的とする。

## 3 事業内容

専任教員養成講習会実施要領（「看護教員に関する講習会の実施要領について」平成22年4月5日医政発0405第3号医政局長通知）によって実施される専任教員養成講習会及び保健師助産師看護師実習指導者講習会実施要綱（平成27年1月6日医政発0106第2号医政局長通知）によって実施される実習指導者講習会の一部の教育内容の通信制教育（eラーニング）を行うこと。

### （1）eラーニングコース（別添1）の運用

#### ① 運用環境等

複数の受講者が同日・同時間に受講することが可能な体制を整えること。

#### ② 決済の包括対応

受託者は受講料によってeラーニングコースの運用を行うこと。

なお、受託者は厚生労働省が事前に規定した受講料にかかる決済業務の一切を行う。

③ 受講状況等に関する報告書の提出

受託者は、受講期間終了後、受講者の受講状況等の集計及び分析をし、それらの結果を取りまとめた実施状況報告書を作成の上、平成 28 年 3 月末日までに厚生労働省及び e ラーニングを活用した専任教員養成講習会及び実習指導者講習会を実施する都道府県（以下、主催都道府県）に提出すること。

(2) ヘルプデスクの運営

① ヘルプデスクの運営方法

e ラーニングコースの受講に関する問い合わせの一次対応を行うこと。

② 受講状況等に関する報告書の提出

受託者は、受講期間終了後、問い合わせ内容の集計及び分析をし、それらの結果を取りまとめた実施状況報告書を作成の上、平成 28 年 3 月末日までに厚生労働省及び主催都道府県に提出すること。

(3) 管理機能の提供

管理機能として、少なくとも受講者の受講進捗状況、質問内容、受講成績等当該属性ごとに検索、集計及びダウンロードできるようにすること。ダウンロードデータはエクセル形式で作成できるものとし、厚生労働省が容易に加工できるように工夫すること。

コースレビューの結果については都道府県及び科目ごとに集計し、グラフ等に加工し厚生労働省及び都道府県に提示すること。

科目の講師に対しても、担当科目のコースレビュー、問い合わせの集計結果を科目修了後に情報提供すること。

(4) チューター等機能の提供

① チューターの業務内容

ヘルプデスクが 1 次受けした e ラーニングコースの内容に関する問い合わせのうち、専門的な質問への対応及びヘルプデスクで解決できない質問への対応、科目履修認定テスト不合格者へのレポート課題の提示及び添削。メッセージ機能による受講者への励ましメールの作成。

② チューターの資格要件について

専任教員養成講習会の教育内容に熟知した者とする。（厚生労働省が認定した看護教員養成講習会修了者であることが望ましい。）

## 4 応募団体に関する諸条件

実施団体への応募者（以下「応募団体」という。）は、次の条件を全て満たす団体であることとします。

- (1) 本事業を的確に遂行するに足る組織、人員等を有していること。
- (2) 本事業を円滑に遂行する上で必要な経営基盤、資金等に関する管理能力、及び適正に精算を行う経理体制を有すること。
- (3) eラーニングについて、十分な知見及び実績を有し、厚生労働省と密接かつ協調的に連絡体制を構築しつつ、本事業を円滑に実施できる者であること。
- (4) 日本に拠点を有していること。
- (5) 厚生労働省から補助金交付等停止、又は指名競争入札における指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

## 5 事業期間

事業期間は、平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

## 6 事業団体の評価

### (1) 評価の方法

事業実施団体の採択については、医政局看護課において応募団体に関する諸条件に該当する旨を確認した後、企画書等を評価します。

評価に当たっては、平成27年度看護教員養成支援事業（通信制教育）実施団体評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置します。

評価委員会は、申請者から提出された企画書等の内容について書類評価及び必要に応じてヒアリングを行い、それらの評価結果を基に最も優秀と認められる応募団体を実施団体として選定します。

評価は非公開で行い、その経緯は通知しません。また、問い合わせにも応じられません。

なお、提出された企画書等の資料は、返却しませんので御了承ください。

### (2) 評価の手順

評価は、以下の手順により実施されます。

#### ① 形式評価

提出された企画書について、医政局看護課において、応募条件への適合性について評価します。

なお、応募の条件を満たしていないものについては、以降の評価の対象から除外されます。

#### ② 書類評価

評価委員会により、書類評価を実施します。

### ③ ヒアリング

必要に応じて評価委員会より、申請者（代理も可能としています。）に対してヒアリングを実施します。

なお、ヒアリングの実施に当たって、応募が多数の場合は、書類評価等の状況を踏まえ、一部の応募団体のみ実施する場合があります。また、ヒアリングに出席しなかった場合は、辞退したものと見なします。

### ④ 最終評価

書類評価及びヒアリングにおける評価を踏まえ、評価委員会において最終評価を実施し、実施団体を選定します。

## （３）評価の観点

評価の観点は、以下のとおりです。

- ① 業務を的確に遂行するための実施体制であるか。
- ② 事業内容が事業目的と合致しているか。
- ③ 効果的であり、実現可能な事業内容となっているか。
- ④ 事業として、配慮や工夫された内容となっているか。
- ⑤ 事業目的、内容に対し、事業計画は現実的かつ妥当なものになっているか。

## （４）評価結果の通知等

評価の結果については、評価委員会における最終評価後、速やかに応募団体に対して通知する予定です。

なお、委託費については、実施団体選定の通知後に必要な手続きを経て、正式に交付されることとなります。

## 7 本事業に係る委託費の交付について

本事業に係る委託費の交付については、他の国庫補助金と同様の取扱いとしており、予算の範囲内において、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成 12 年厚生省・労働省令第 6 号）の規定によるほか、別に定める「看護教員養成支援事業（通信制教育）委託費交付要綱」の定めるところにより交付するものです。

本事業に係る委託費の交付については 9,013 千円を基準額（上限額）とし、対象とする経費は、3.（4）の業務に関する職員基本給、職員諸手当、諸謝金、消耗品費、印刷製本費、賃金、保険料に限ります。また、基準額を超えた金額については、実施団体の負担となります。

最終的な経費については、今後発出予定の上記「平成 27 年看護教員養成支援事業（通信制教育）委託費交付要綱」に定めるところによります。

## 8 応募方法等

### （１）企画書の作成及び提出

「看護教員養成支援事業（通信制教育）企画書」を作成し、必要部数を以下の提出期間内に提出してください。

企画書には公募要領に示されている評価の観点を盛り込んだ上、別に定める様式により企画書を作成してください。

### （２）応募方法

提出期間及び提出先（問い合わせ先）は以下のとおりです。

#### ① 提出期間

平成 27 年 2 月 17 日（火）から平成 27 年 3 月 4 日（水）  
（必着：余裕を持って送付すること。）

#### ② 提出先・問い合わせ先

提出先：〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2  
厚生労働省医政局看護課事業調整係 あて

※ 郵送の場合、封筒の宛名面には、「看護教員養成支援事業（通信制教育）」と朱書きにより、明記してください。

問い合わせ先：厚生労働省医政局看護課事業調整係 嶋原、板垣  
tel：03-5253-1111（内線 4173）  
fax：03-3591-9073

※ ただし、問い合わせについては、月曜日～金曜日（祝祭日を除く。）の午前 9 時 30 分～午後 5 時 30 分（正午～午後 1 時を除く。）とします。

#### ③ 提出書類及び部数

- ア 「看護教員養成支援事業（通信制教育）企画書」 10 部
- イ 団体の概要が分かる資料 10 部
  - ・パンフレット等
  - ・定款又は寄付行為
  - ・団体の直近より過去 3 年分の財務諸表（写）
- ウ その他必要な資料 10 部

※ 応募書類の提出は、原則として「郵便又は宅配便」とし、やむを得ない場合には、「持参」も可能としますが、「F A X」による提出は受け付けません。

※ 応募書類を郵送する場合は、簡易書留等を利用し、配達されたことが証明できる方法によってください。また、提出期間内に必着とし、遅れた場合は審査の対象外とします。

※ 書類に不備等がある場合は、評価の対象外となりますので、公募要領を熟読してください。

※ 応募書類の差し替えはできません。

### **(3) 公募説明会**

本公募に関する説明会を以下の日時に実施します。参加をご希望の方は、平成27年2月24日(火)17:00までにファックス(様式任意)にて申し込みください。

説明会日時：平成27年2月25日(水) 11:00～ 厚生労働省 医政局会議室2